

# 喬木村リニア中央新幹線対策委員会[第6回]

日時:平成30年3月29日(木) 午後7時00分

場所:喬木村福祉センター 多目的ホール

1 開会

2 あいさつ

・委員長

・村長

3 委員紹介

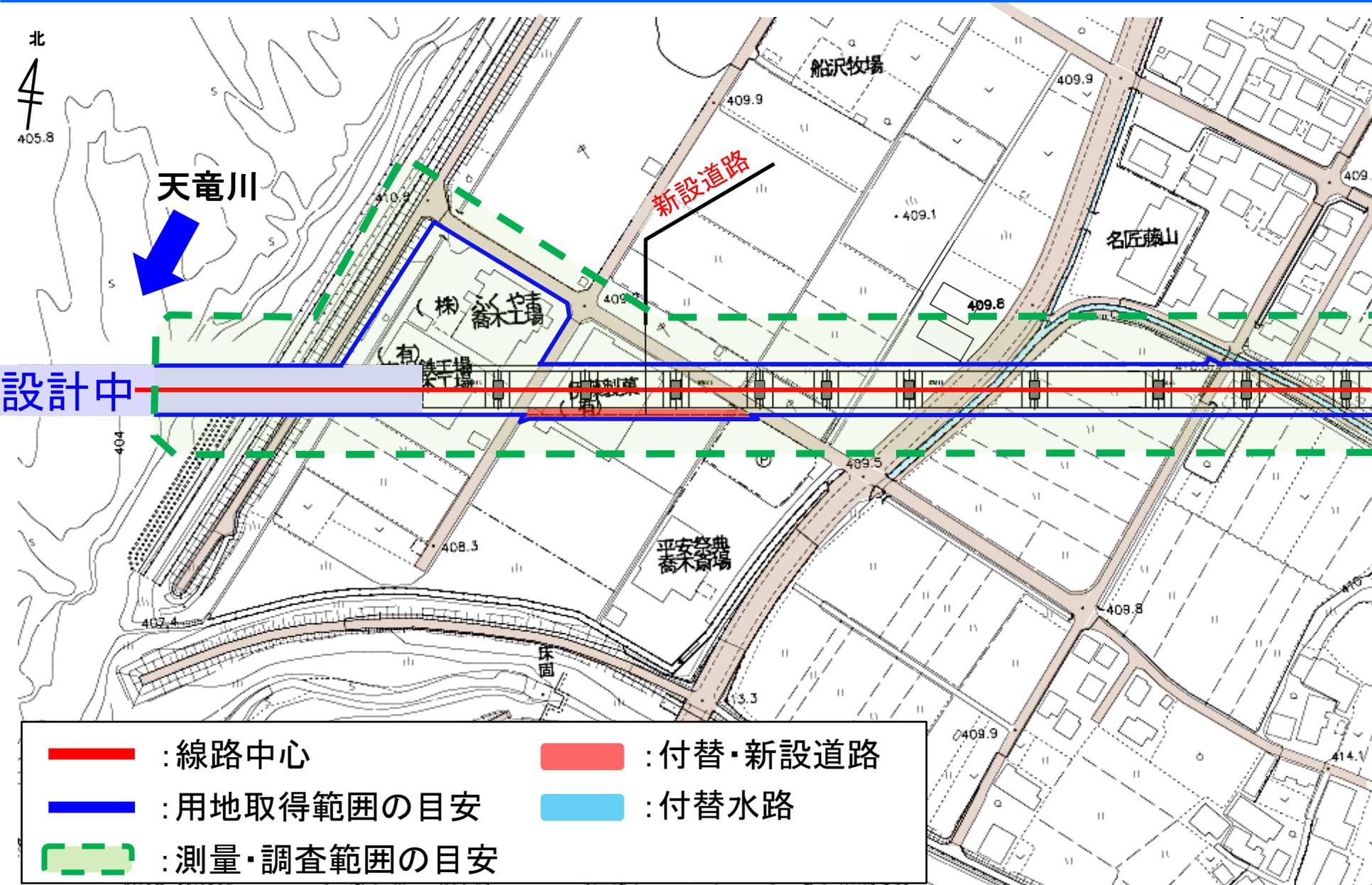
4 説明内容

5 その他

6 閉会

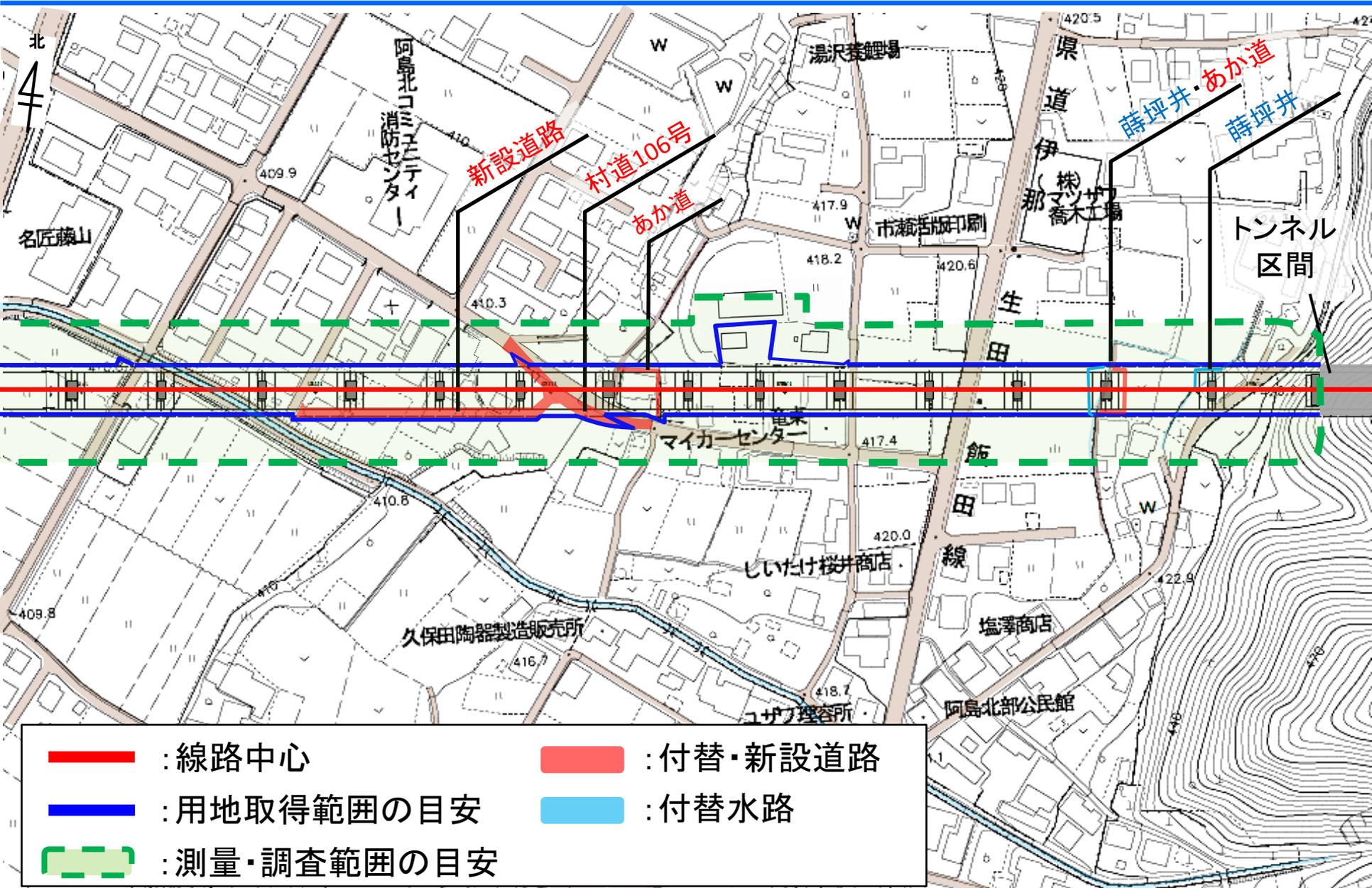
- ①リニア本線用地取得の進捗状況
- ②ガイドウェイヤードの進捗状況
- ③代替地登録制度
- ④H30年度リニア関連予算
- ⑤H30年4月組織改正
- ⑥今後の予定

# 喬木村内における用地取得について



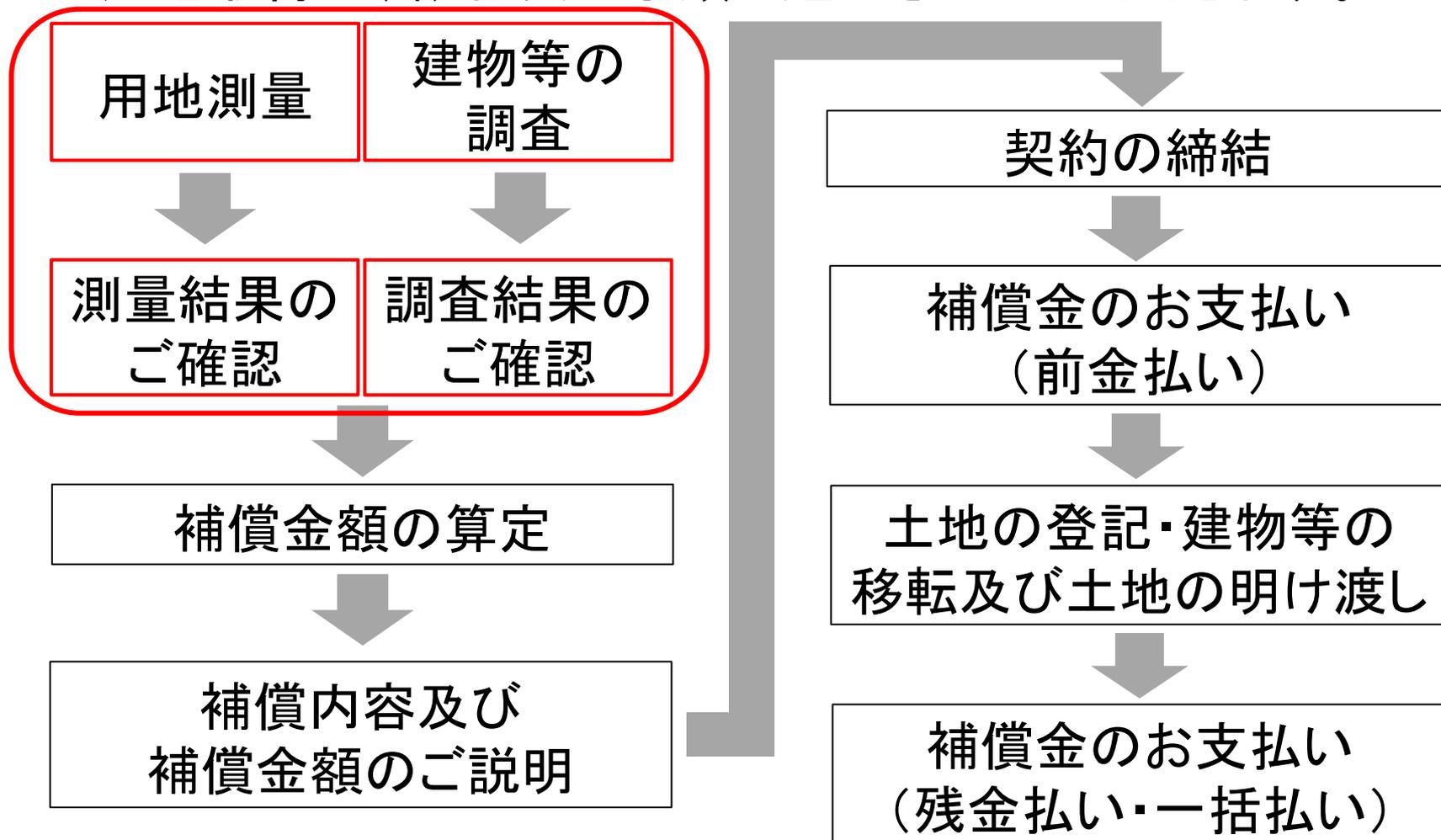
※この図に示す構造物の大きさ等は現時点での計画の概要であり、最終形とは異なる可能性があります。

# 喬木村内における用地取得について



※この図に示す構造物の大きさ等は現時点での計画の概要であり、最終形とは異なる可能性があります。

用地取得は、概ね次の手順で進めさせていただきます。



- ・長野県内(飯田市を除く)における中央新幹線の用地取得につきましては、地域の事情に精通した長野県へ、用地取得事務の一部を委託しております。
- ・用地測量につきましては、中日本高速道路株に委託しております。

## 用地測量

### 対象となる方

- ◎事業用地に土地をお持ちの方
- ◎隣接に土地をお持ちの方



測量結果のご確認

## 建物等の調査

### 対象となる方

- ◎事業用地に土地をお持ちの方
- ◎事業用地に建物をお持ちの方
- ◎事業用地で借地、借家を  
されている方
- ◎事業用地で耕作されている方



調査結果のご確認

### 用地測量

皆様方へ個別に連絡のうえ、用地測量を進めさせていただきます。土地境界の確認にあたっては、隣接地を含めた地権者様に現地で立ち会っていただきます。

### 測量結果のご確認

### 建物等の調査

事業用地に必要となる土地にある建物等をお持ちの皆様方へ個別に連絡、訪問のうえ、建物等の調査を進めさせていただきます。

### 調査結果のご確認

### 補償等に関するご説明 〈補償の対象となる方〉

土地等をお譲りいただかなければならない方には、今後、土地や建物等の補償の内容や種類に関する説明会(用地補償説明会)を行った後に、個別に補償等に関するご説明を実施していく予定です。



## 平成29年度の経過

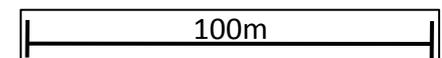
- |                   |                                |
|-------------------|--------------------------------|
| 平成29年 4月:農振除外説明会  | ⇒関係者(27名)のすべての方から申請について同意をいただく |
| 平成29年 6月:農振除外申請   | ⇒12月 除外許可                      |
| 平成29年 10月:地権者説明会  | ⇒ヤード造成計画、隣接村道拡幅計画についてご説明       |
| 平成29年 12月:借地契約説明会 | ⇒借地開始(平成30年1月1日~)              |
| 平成30年 3月:基本協定書締結  |                                |

## 平成30年度の予定

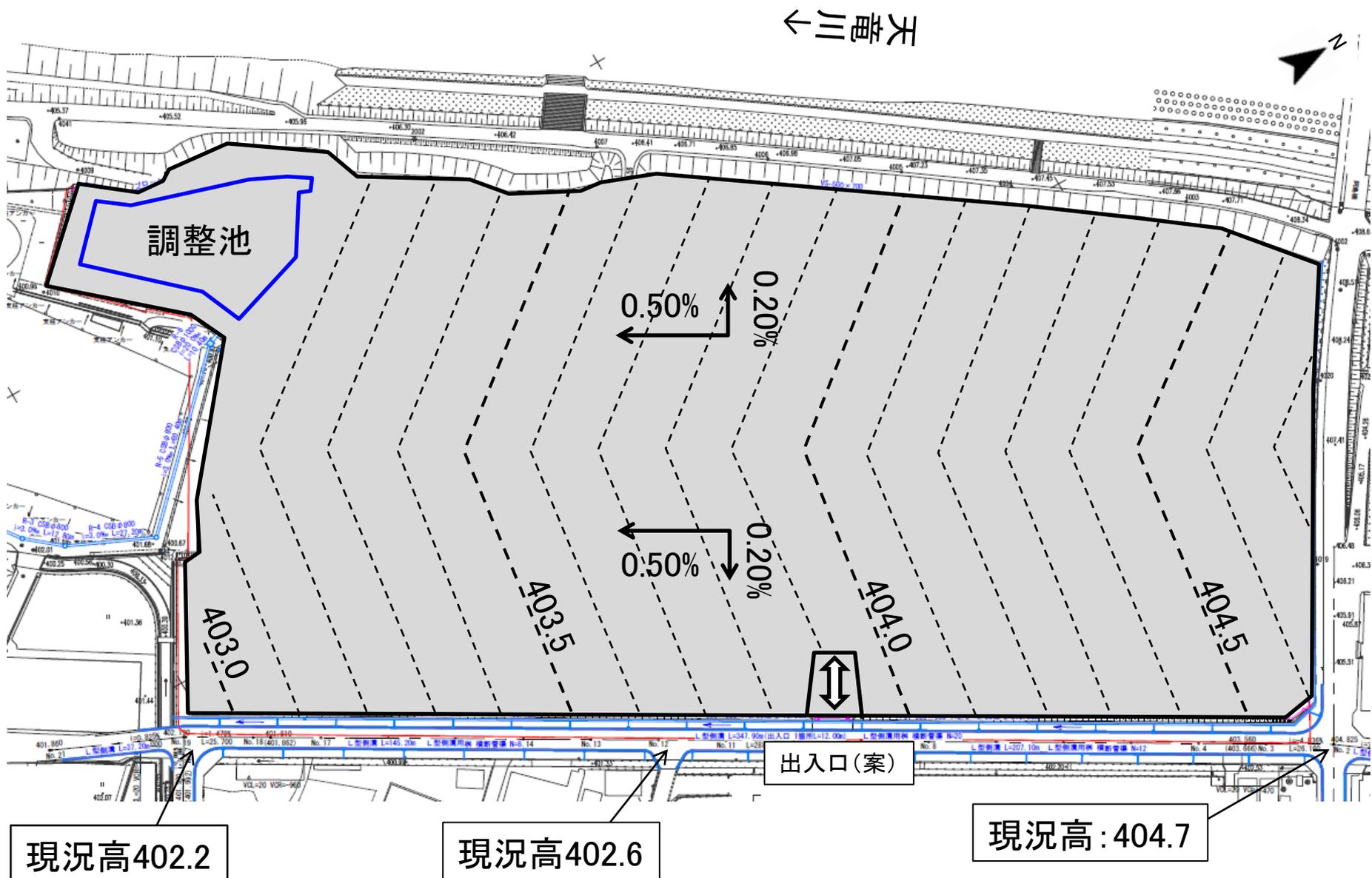
相続手続きが完了次第、農地転用申請を行う。  
農地転用完了後、発生土を活用しない造成工事の発注を行う。  
なお、工事発注前までに工事施行協定書の締結を行う。



- ・面積: 約5.5ha (内農地: 約3.8ha)
- ・主な土地利用状況: 田畑、雑種地など



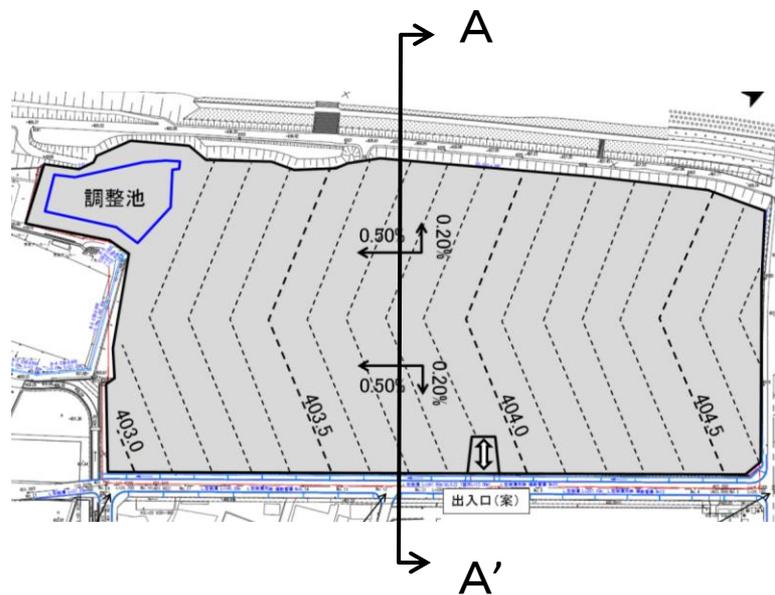
# ガイドウェイヤード設置に伴う造成計画



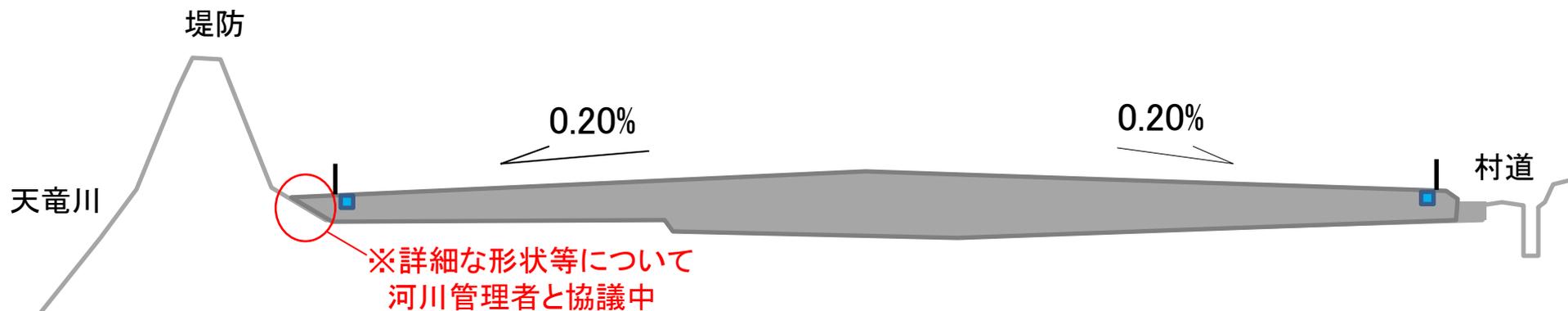
※各種協議、設計等により、今後変更する可能性があります

# ガイドウェイヤード設置に伴う造成計画（造成断面イメージ）

平面図

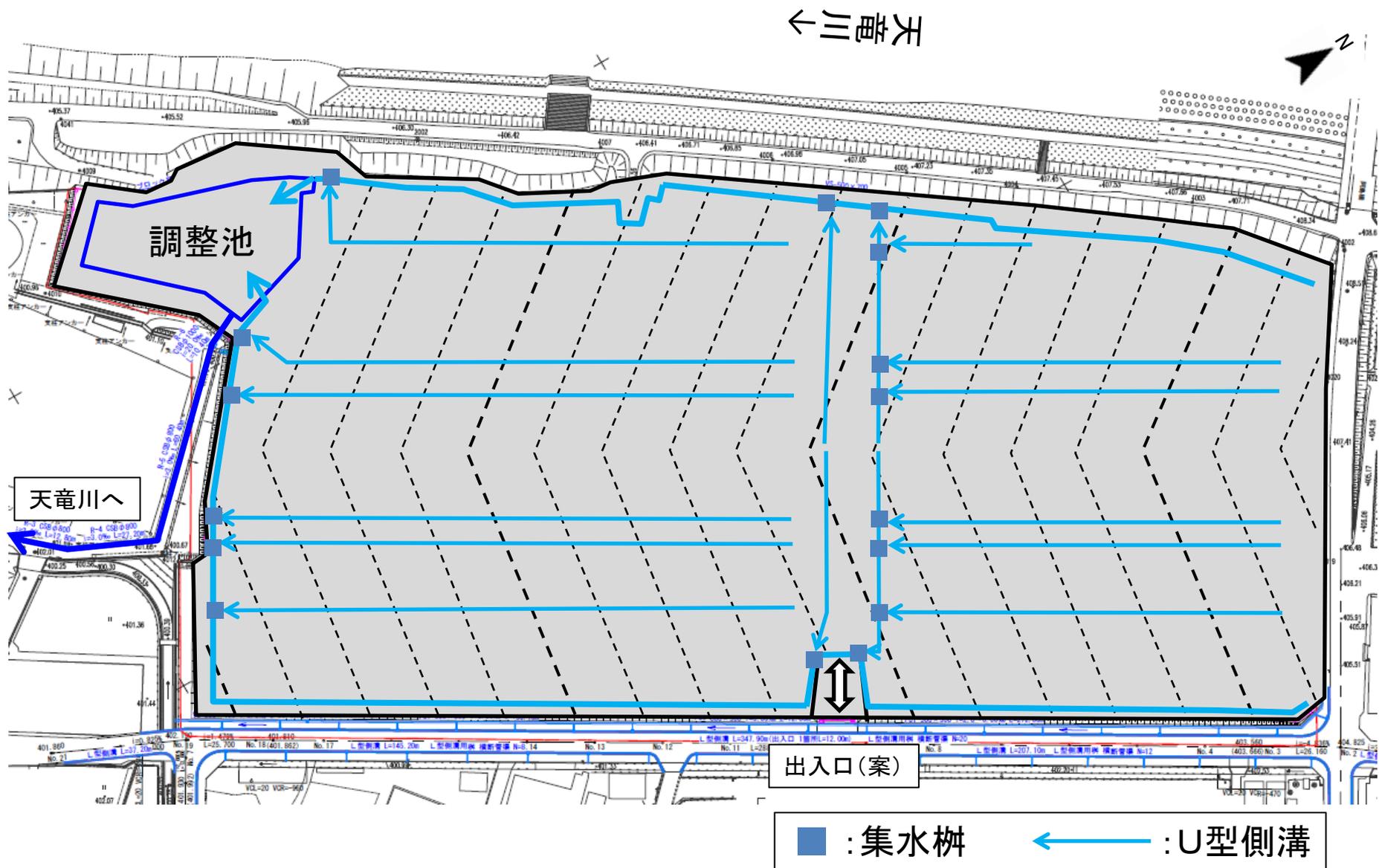


A-A'断面図



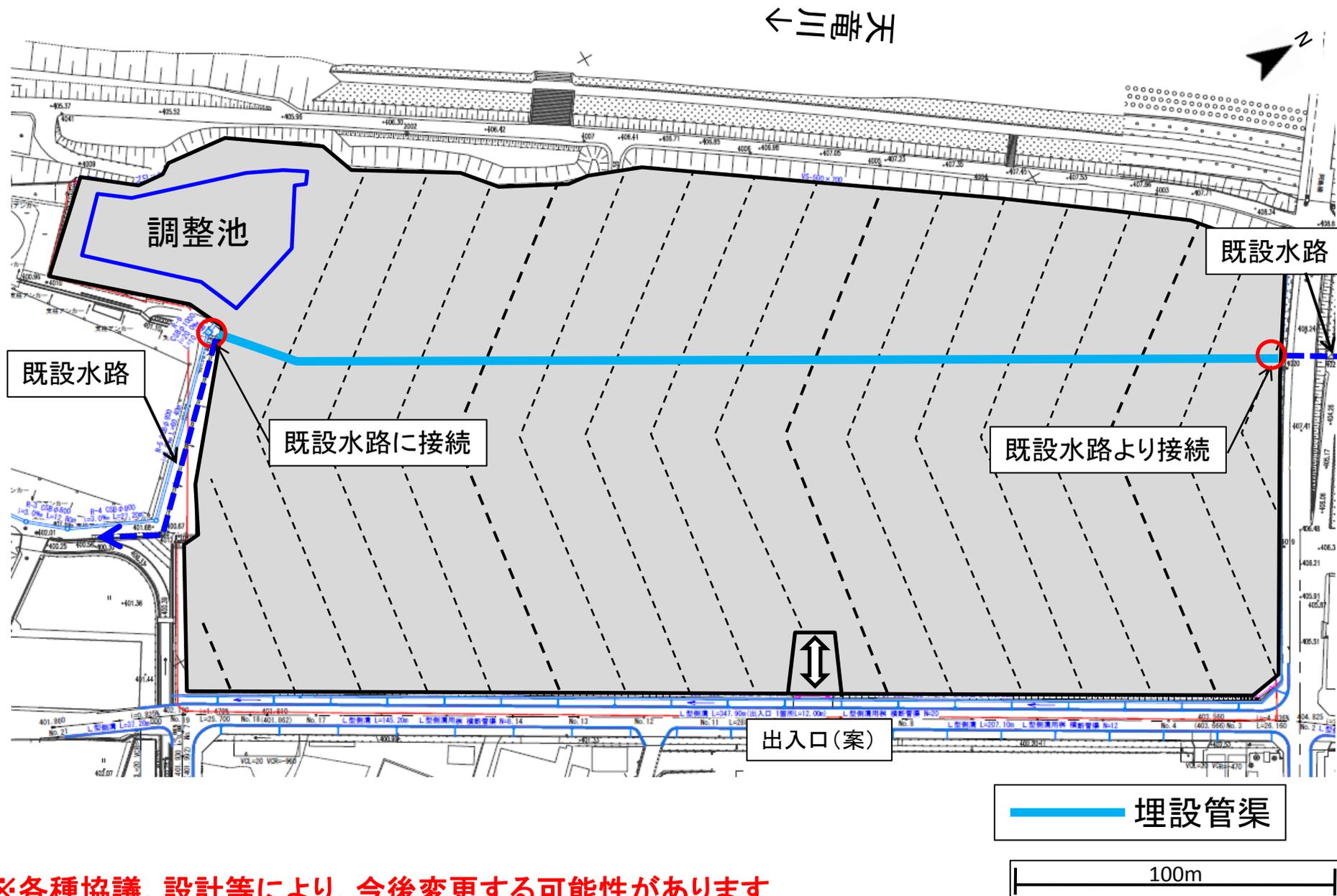
※各種協議、設計等により、今後変更する可能性があります

# ガイドウェイヤード設置に伴う造成計画（雨水排水）



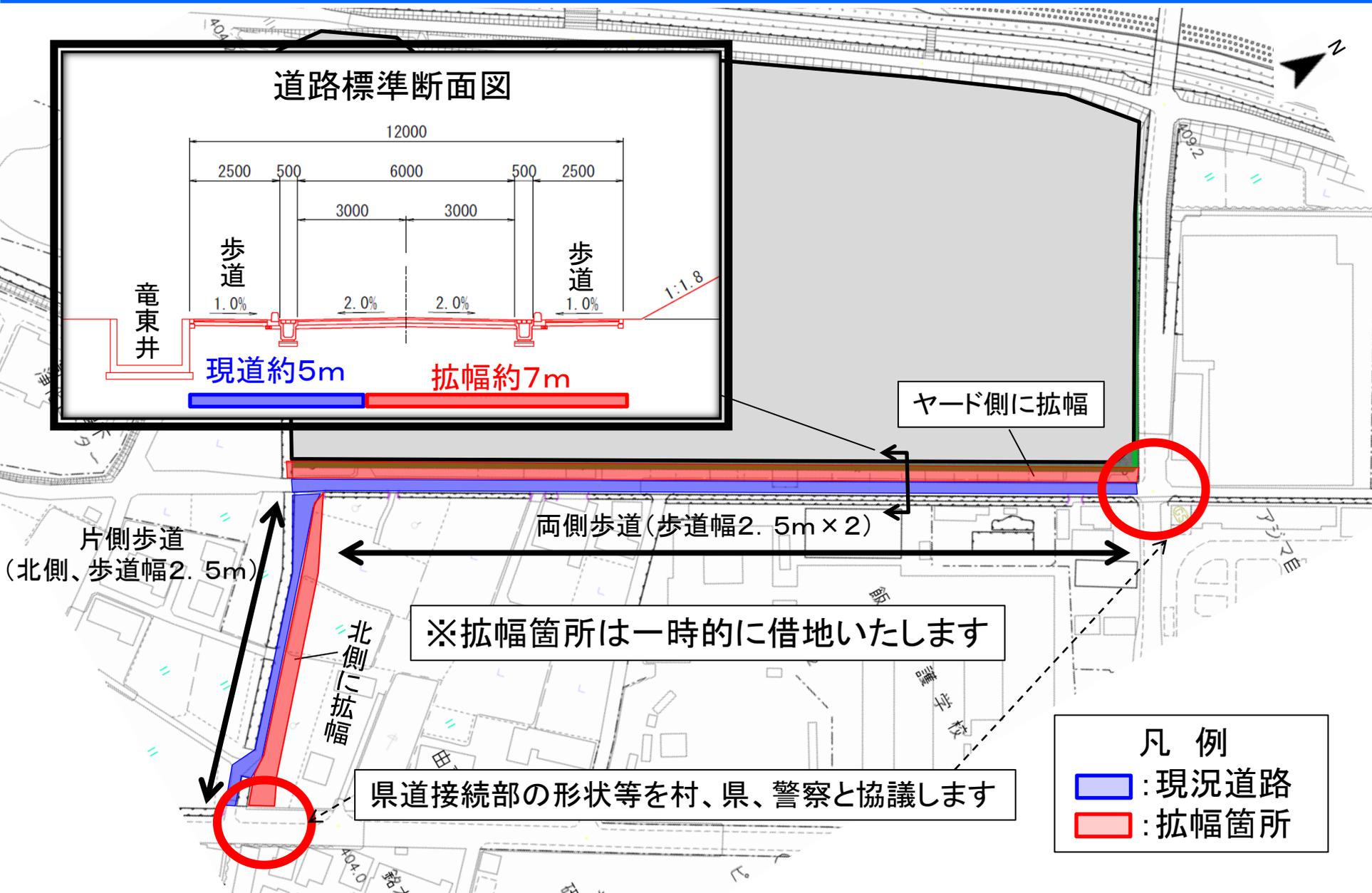
※各種協議、設計等により、今後変更する可能性があります

# ガイドウェイヤード設置に伴う造成計画（既存水路切回し）



※各種協議、設計等により、今後変更する可能性があります

# 隣接村道拡幅計画



※各種協議、設計等により、今後変更する可能性があります

### 【課題等】

- ①ガイドウェイヤードとして使用後は、農地として現況復旧は大変困難である。
- ②地権者の中には後継者等の関係で、後利用ができるのか不安に思う声が多い。
- ③地権者が個人的に跡地利用を考えると、虫食い状態の開発になる可能性が高い。

### 【村の考え】

リニア長野県駅に近く、まとまった面積であるため、村が主体となり、竜東地域の玄関口として跡地の利用計画を作成していく。

### 【契約について】

土地賃貸借契約は、地権者・JR東海・村の三者契約とする。また、別途賃貸借契約終了後に村が土地を買収する売買予約契約を行う。

# 堰下ガイドウェイ製作・保管ヤード基本協定書

喬木村(以下「甲」という。)と東海旅客鉄道株式会社(以下「乙」という。)とは、乙の中央新幹線建設に必要なガイドウェイ製作・保管ヤード(以下「ヤード」という。)の工事の施行その他について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、工事並びに工事に必要となる用地処理に必要な事項を定め相互に協力し取り組むことを目的とする。

(工事の位置)

第2条 工事の位置は別紙1のとおりとする。

(工事の工程)

第3条 工事の工程は別紙2を基本とする。工事の工程を変更する場合は、別途甲乙協議するものとする。

(工事の施行)

第4条 工事は、甲が施行するものとし、施行項目は以下のとおりとする。

- ・造成盛土
- ・附帯設備設置(調整池、排水側溝等)
- ・水路新設
- ・既設水路改良

2 既設水路改良の施行の詳細は、工事の施行までに、乙が水路管理者である堰下地区管理組合と協議するものとする。

3 甲は、乙の設計成果物を用いて工事を施行するものとする。なお、設計成果物の受け渡し方法については、別途調整するものとする。

(工事の費用負担)

第5条 第4条第1項に定める工事に要する費用は、乙が全額負担するものとする。

## （財産の帰属及び維持管理）

第6条 工事に伴う造成盛土及び調整池、排水側溝等の附帯設備、新設水路は、ヤード使用期間中は乙に帰属するものとし、乙が維持管理を実施するものとする。

2 ヤード使用期間中における、水路の改良に伴う施設の帰属及び維持管理は、乙が堰下管理組合と協議するものとする。

## （財産の引き渡し）

第7条 ヤード使用期間終了をもって、乙は造成盛土及び調整池、排水側溝等の附帯設備、新設水路を甲に引き渡すものとし、その後は甲が維持管理を実施するものとする。なお、引き渡し方法の詳細は、甲乙協議し決するものとする。

2 ヤード使用期間終了後の水路の改良に伴う施設の取り扱いは、甲が堰下管理組合と協議するものとする。

## （用地の処理）

第8条 乙は工事の施行、ヤードの使用に必要となる用地（別紙3に赤色で示す部分）を、工事に支障がないように土地所有者より借地するものとする。

2 水路新設に伴い必要となる、甲の道路用地の占用については、別途、甲乙協議するものとする。

3 甲は、ヤード使用期間終了までに、ヤードの用地を土地所有者より取得するものとする。

4 乙のヤード使用期間中に甲が土地所有者より用地を取得した場合、甲は、当該土地所有者から権利及び義務を継承するものとする。

5 乙は、ヤード使用期間終了と同時に借地契約を解除するものとする。

## （ヤード使用期間の延長）

第9条 乙は、2027年度以降もヤードとして使用する場合、土地所有者より借地し使用するものとし、期間等の詳細は別途甲、乙、土地所有者にて協議するものとする。

## （施行協定）

第10条 第3条に定める工事の工程、第4条に定める工事の施行、第5条に定める費用負担及びその支払いの詳細事項については、本協定に基づき、協定を別途締結するものとする。

## （行政上の手続き等）

第11条 工事の施行に伴う農地転用に係る手続きほか各種行政手続き及び第三者との協議については、乙が実施するものとし、甲は乙に協力するものとする。

## （損害の負担）

第12条 工事の施行に伴い生じた損害の負担については、甲の責めに帰する場合は甲が、乙の責めに帰する場合は乙が処理するものとする。

## （苦情等の処理）

第13条 工事の施行及びヤード使用に伴う第三者からの苦情等については、甲乙協力し速やかに処理するものとする。

## （公開）

第14条 甲及び乙は、本協定及びその他の協定の目的を達成するために、本協定に係る資料等を第三者へ公開する必要性が生じた場合は、甲乙協力しあらかじめその対応を協議するものとする。

# 堰下ガイドウェイ製作・保管ヤード基本協定書

(協定の有効期間)

第15条 本協定は、第7条に定める造成盛土及び調整池、排水側溝等の附帯設備、新設水路の引き渡しを完了する日まで効力を有するものとする。

2 前項にかかわらず、本項及び第14条、第16条は本協定の終了後も有効とする。

(その他)

第16条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して処理するものとする。

以上、協定の締結を証するため、この協定を2通作成し、甲、乙おのこの記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 長野県下伊那郡喬木村6664  
喬木村  
村長 市瀬直史

乙 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号  
東海旅客鉄道株式会社  
中央新幹線推進本部  
中央新幹線建設部  
名古屋建設部長 松野篤



工程表

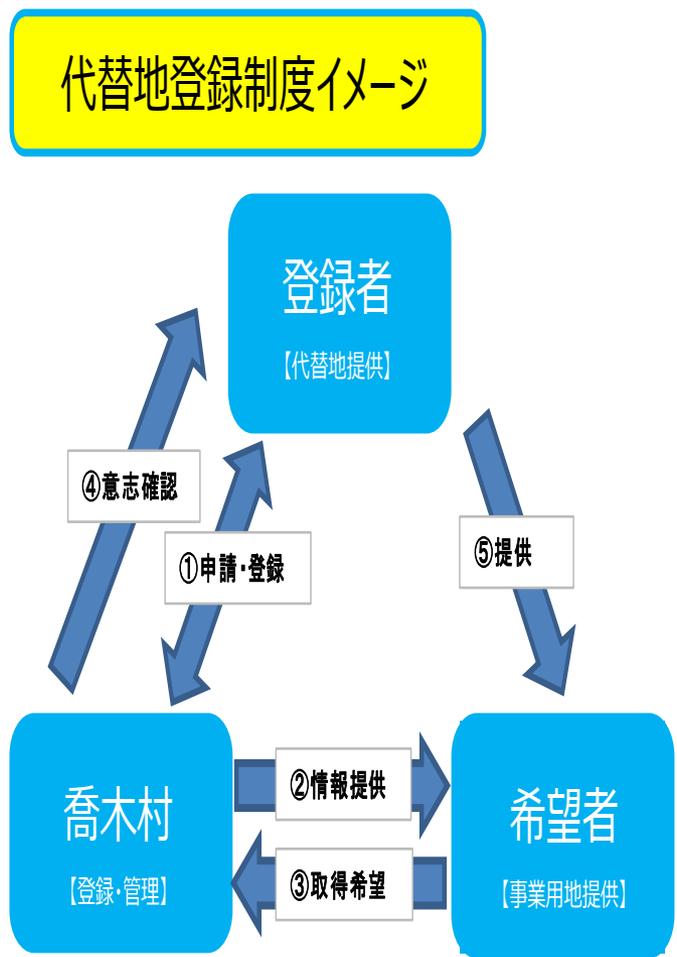
別紙2(第3条)

年度/四半期 項目		平成29年度 2017年度				平成30年度 2018年度				平成31年度 2019年度				平成32年度 2020年度				平成33年度 2021年度				平成34年度 2022年度				平成35年度 2023年度				平成36年度 2024年度				平成37年度 2025年度				平成38年度 2026年度				平成39年度 2027年度							
		I	II	III	IV																																												
甲 施 行	工事					■■■■																																											
	用地取得					■■■■				■■■■				■■■■				■■■■				■■■■				■■■■				■■■■				■■■■				■■■■				■■■■							
乙 施 行	借地					■■■■				■■■■				■■■■				■■■■				■■■■				■■■■				■■■■				■■■■				■■■■				■■■■				■■■■			
	ガイドウェイ製作・保管ヤード使用									■■■■				■■■■				■■■■				■■■■				■■■■				■■■■				■■■■				■■■■				■■■■				■■■■			
		← (ヤード使用期間) →																																															



# 代替地登録状況について (平成30年 2月現在)

	地区名	地目別件数			件数	面積(m <sup>2</sup> )
		宅地	田	畑		
1	阿島北	3	10		13	17,881
2	阿島南	1	1	2	4	1,739.09
3	伊久間		4	1	5	14,142
4	小川馬場	3	3		6	3,042.89
5	小川両平		5		5	5,670
6	加々須			2	2	1,039
合計		7	23	5	35	43,513.98



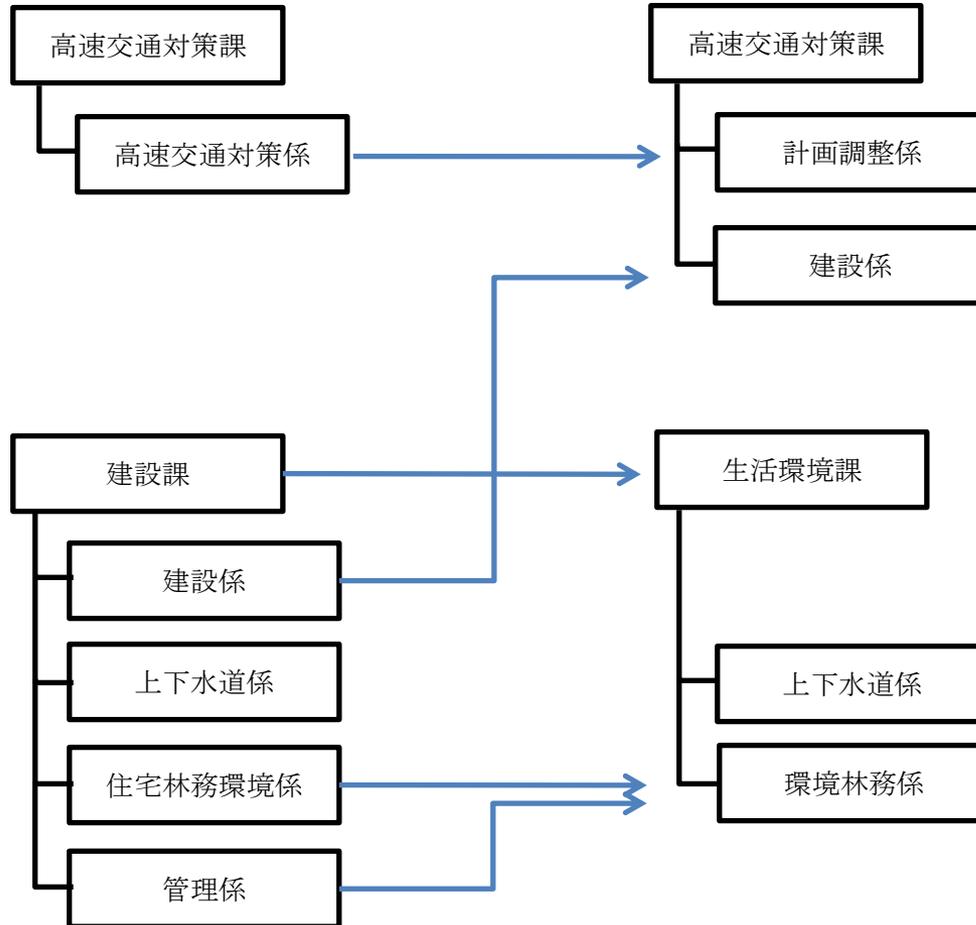


# H30年4月組織改正について

リニア、三遠南信自動車道事業の進展に伴い、内部の連携を強化するため、高速交通対策課と建設課の組織改正を行います。

【平成29年4月】

【平成30年4月】



村全体に関わる新たな課題や意見、要望等の情報共有を図ると共に課題解決に取り組む。

- ガイドウェイ製作・保管ヤードの工事に関する施行協定書の内容協議。
- 具体化する日照・排水・騒音等の課題の対応策に関する内容協議。
- 本線工事（高架橋・阿島トンネル）の工事計画に関する内容協議。
- 新たな課題や意見、要望を検討する中で、必要に応じ、JR東海に回答・説明を求める。